

京都市財政の今

京都市 行財政局

財政室

課長補佐 梅田 丈嗣 様

京都市 行財政局

税務部 税制課

担当係長 大田 衛 様

近年、我々の住む京都市では、財政状況が悪化していると言われている。京都市が財政状況をどのように改善していくのかについて京都市行財政局の梅田様、大田様の2名に経緯や展望について伺った。

の財政状況について話をさせていただきます。

令和3年度決算は、公債償還基

金の計画外の取崩しなど、将来世

代への負担の先送りとなる特別財

源対策を実施したものの、大きく

収支が改善した結果、公債償還基

金が枯渇してしまう危機的な状況

からは回避できたと発表させてい

ただきました。しかし、あくまで

行財政改革計画に沿って引き続き

改革に取り組みことが前提であり、

引き続き行財政改革を着実に実行

していく必要があるというのが今

の財政状況です。

京都市が今の財政状況を招いた要因とこののを改めて教えてください。

(梅田)

京都市では、国の制度が不十分

だった昭和の時代から、福祉、医

療、教育、子育て支援など、国や

他都市のサービス水準を上回る施

策を実施してきました。国に先駆

けてやってきたからこそ、今では

京都の強みという形で行政サービ

スを提供することが出ています。

一方、こうした施策を維持、継

続するため、事業の見直し、職員

数の見直し、そして人件費の見直しなど行財政改革を徹底して行ってきました。しかし、この間国が

進めてきた地方交付税の大幅な削

減や昨今の災害への対応などもあ

り、こうした行財政改革の取組だ

けでは、京都市の強みとして進め

てきた高い水準での行政サービス

を維持するために必要な財源を賄

いきれませんでした。

社会経済情勢の変化に対応しき

れないなかでも、施策水準を維持

し、更なる改革への踏み込みが足

りなかったため、結果として収入

と支出が一致しない状況となり、

(梅田)※以下敬称略

令和3年度の決算を踏まえた今

これを特別の財源対策で賄う状況となりました。そこで、本市では令和3年8月に行財政改革計画を策定し、こうした収支不均衡の状況から脱し、持続可能な行財政に向け、改革を進めることとなりました。

―強みであるサービスは、具体的にどういった内容ですか。

(梅田)

例えば、教育では、全国学力・学習状況調査で小学校は政令市トップ、中学校は都道府県・政令市中心トップ水準の教育を提供しています。

また、茶道や華道などの伝統文化を体験できる機会を独自で実施しています。子育て支援では、保育所の待機児童ゼロを9年連続、学童クラブ事業の待機児童ゼロを11年連続で達成できています。その他にも、保健士の配置数が政令市トップであることなどです。

―行財政改革計画を実行していく中で、今後問題となってくる要因というものは何かありますか。

(梅田)

京都市が今回出した計画は、様々な情報をフルオープンにして議論し策定しましたので、マスコミを含めて多くの方々に関心を持っていただきました。その結果、京都市の財政状況が非常に悪いということだけが先行してしまったことは伝え方にも問題があったと考えられており、今後伝え方には注意が必要と考えております。一方で、令和3年度決算で収支は改善し、公債償還基金の枯渇の危機は回避した、としました。

今回一つの転換点にはなりませんが、皆さんは良くなったと言うと最初の非常に悪い財政状況だったのにすぐに良くなるものだったのかと思われる、良くなったのであれば、改革として掲げたサー

ビスの見直しを撤回してくれというような意見がでてきたりと、現在の行財政改革計画で目指す持続可能な行財政運営に向けた改革の意識が薄れてくるのではないかと、注意が必要と考えています。

現在、公債償還基金の枯渇の危機は回避し、財政再生団体への転落は回避したとはいえ、まだ特別財源対策に頼る財政運営を続けており、持続可能な行財政には至っていません。

今後も、広い視野を持って様々な業務改善だけでなく、施策の理念を活かしつつ、制度を持続可能なものとし、全ての世代が暮らしやすく魅力や活力あるまちづくりを推し進めるため、社会経済情勢の変化などに応じた制度の見直しを、絶えず京都市全体で実施する必要がありますが、今後、改革の継続性をどう維持するかは重要であると認識しています。そして、行財政改革計画による

見直しで持続可能な行財政運営を目指しながら、今後は京都市の魅力をも更に高め、皆様に選ばれる魅力ある都市として将来につなげていく必要があると考えています。

―京都市としては、古都税という有料拝観者から徴収する税制度が、将来的に導入しようという考えなどはあるのか教えてください。

(大田)

古都税というものは、正式には古都保存協力税といえますけれども、昭和60年から昭和63年まで京都市で行っていた税制度です。この制度は、文化財の保護や文化観光施設の整備などの財源に充てることを目的として、寺社を有料で鑑賞される拝観者の方に対して課税していたものです。古都保存協力税では、年間10億円、10年間で100億円の収収を想定していましたが、制度への反対もあり想定

額には届かず、4年弱で廃止されました。

の令和元年度で約42億円でした。また、宿泊税の税収は、京都の都

ます。その意味で、古都保存協力税の目的は、宿泊税によって一定

に負担を求める新たな税制度の新設は考えていません。

一方で、寺社の拝観者を含む観光客の方に対しては、平成30年10月から宿泊税を新たに導入しています。宿泊税の税収は、コロナ前

市の魅力向上や観光振興の費用に充てさせていただいており、その中には古都保存協力税の目的です。文化財の保護なども含まれてい

ます。そのため将来のことはわかりませんが、今の時点では、古都保存協力税のように、寺社の拝観者

梅田 丈嗣（うめだ たけし）

平成16年入庁。

行財政局財政室課長補佐を務める。

大田 衛（おおた まもる）

平成25年入庁。

行財政局税務部税制課担当係長を務める。